

「令和5年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業

(大学等共同研究推進)委託業務」

仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務

2 研究委託テーマ

公募により決定

3 目的

県内大学等(学校教育法 第1条にある大学及び高等専門学校「以下、大学等」)が持つ研究シーズを事業化に繋げるため、地域の強み等を生かし、大学等において育成した有望シーズについて、国内外の企業や研究機関との共同研究等の連携により更に大きく展開するための研究 を支援する。

4 委託業務の内容

- (1) 「2 研究委託テーマ」について、共同研究を実施すること。
- (2) 必要に応じて、外部有識者から意見を聴取する等により、研究活動の推進を図ること。
- (3) 委託業務終了後の研究成果の活用方針及び沖縄県における研究開発・事業展開の検討を行うこと。

5 中間報告及び業務の打ち合わせ

業務受託者は、契約期間内に年間2回以上、進捗状況等を沖縄県企画部科学技術振興課へ報告すること。また、必要に応じて沖縄県企画部科学技術振興課と業務打ち合わせを実施すること。

6 再委託の制限等

(1) 再委託の制限

以下の業務については、契約の主たる部分として再委託することはできない。

- ・ 研究等業務
- ・ 研究プロジェクトの運営管理、共同研究体構成員の総合調整、財産管理や確認検査等の事務的管理などの統轄的かつ根幹的な業務

また、当該委託契約を締結する能力を有しない者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (2) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

### <再委託ができる業務の範囲>

- ・アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）
- ・信用調査会社等からの企業データ購入及び関連する分析業務

### <その他、簡易な業務>

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

## 7 成果品（業務終了時に納品すること）

### (1) 成果品

- ① 成果報告書 ----- 5部
- ② 成果報告書の電子ファイル----- 1部
- ③ その他関連資料

### (2) 納入先：沖縄県企画部科学技術振興課

## 8 対象経費

### (1) 経費の内容

対象経費については(別添)の「令和5年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務委託費積算基準」とする。

### (2) 経費処理

「令和5年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業(大学等共同研究推進)委託業務 経理処理手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う。

### (3) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生

し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとする。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とする。

② 委託業務の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出し、原則、委託金額の確定後に精算払いとなる。

## 9 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、沖縄県企画部科学技術振興課との密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (2) 業務受託者は、受託後一月以内に一般県民等にも分かりやすく説明する観点から、公開を前提とした事業テーマ及び事業実施計画の概要資料を作成し、沖縄県企画部科学技術振興課に提供するものとする。
- (3) 業務受託者は、業務完了後一月以内に一般県民等にも分かりやすく説明する観点から、概要資料を作成し、沖縄県企画部科学技術振興課に提供するものとする。
- (4) 業務受託者は構築した事業の成果の活用を積極的に推進するものとする。
- (5) 業務完了後においても、当事業により集積された研究基盤を沖縄県の産業振興や科学技術振興への活用及び地域内の研究機関のコーディネートに協力することとする。
- (6) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または研究活動における研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとることとする。
- (7) 当該研究開発の実施にあたり、法律、各省が定める省令・指針等を遵守しなければならない。
- (8) 当該研究開発に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うため、臨床研究保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

(9) 本仕様書に記載のない事項並びに記載内容の詳細については、委託者と協議の上、決定する。

以 上